

非常変災時の登下校について（家庭掲示用）

堺市立向丘小学校
校長 吉川 真一

【特別警報が発令されている場合】

★最大限の警戒を行い、ただちに命を守る行動をとってください。

1. 登校前

- 午前7時現在、堺市に特別警報が発令されている場合は、臨時休業とします。

2. 始業後

- 原則として、ただちに授業を中止し、学校で子どもを保護します。堺市に大津波警報が発令された場合は、子どもの安全を確保しただちに学校の屋上へ避難します。

【暴風警報が発令されている場合】

1. 登校前

- 午前7時現在、堺市に暴風警報が発令されている場合は、臨時休業とします。

2. 始業後

- 原則として、ただちに授業を中止し、子どもを帰宅させます。保護者等の帰宅が困難な場合は、保護者等の迎えがあるまで学校で子どもを保護します。

- 特別警報・暴風警報が午前7時までに解除された場合でも、道路の冠水、河川の増水、橋梁の決壊、崖崩れなどで、登校が危険な場合があります。安全を確認したうえで、登校させてください。
- 局地的な大雨など、危険が感じられるときは、決して無理に、登校しないでください。
- 大雨、洪水警報発令の場合は、原則として、臨時休業になりません。
- 状況によっては、「始業時間の変更」、「臨時休業」の連絡をすることがあります。

【雷が鳴っている場合】

1. 登校前

- 雷がおさまるまで自宅に待機してください。雷雲が去って安全と判断したら登校させて下さい。

2. 始業後

- 屋外での活動を中止し、雷が収まるまで子どもを屋外に出さないようにします。
- 下校時に雷がなっている場合は、下校時間を遅らせるなどの措置をとります。

【大地震発生の場合】

1. 登校前

- 堺市に震度6弱以上の地震が発生した場合は、臨時休業とします。
- 震度5強以下の地震であっても、危険が感じられるときは、決して無理に、登校しないでください。
- 状況によっては、「始業時間の変更」、「臨時休業」の連絡をすることがあります。

2. 始業後

- 子どもの安全を確保し、引き渡しが可能と判断できる場合は、速やかに保護者等に引き渡すようにします。保護者等への引き渡しが困難な場合は、保護者等の迎えがあるまで、学校で子どもを保護します。

【津波警報が発令されている場合】

1. 始業前

- 各家庭で避難目標や家族が落ち合う場所をあらかじめ話し合っておき、避難する。

2. 始業後

- ただちに授業を打ち切り、子どもの安全を確保し、ただちに学校の屋上へ避難します。
- 引き渡しが可能と判断できる場合は、速やかに保護者等に引き渡すようにします。保護者等への引き渡しが困難な場合は、保護者等の迎えがあるまで避難所（学校）で子どもを保護します。

※ 児童が登校した後、暴風警報が発令された場合や、その他緊急事態が発生し、校長が早めの下校を判断した場合、下校時刻を早めます。逆に、特別警報発令時などは、児童を学校に待機させ、天候や緊急事態がおさまるのを（安全が確認されるまで）待つ場合があります。

※ 授業の有無につきましては、向丘小学校ホームページに掲載するほか、本校から発信する携帯メールでお知らせ致します。

学校へのお電話での問い合わせはひかえて下さい。